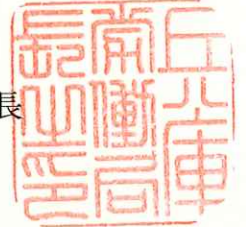


兵労発基 0420 第1号
令和8年4月20日

建設業労働災害防止協会兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長



令和8年「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県内の建設業における新型コロナ患者を除いた令和7年の労働災害発生状況は、死亡者数は5人となり、前年から4人の減少と過去最少となったものの、休業4日以上死傷者数は424人と、前年から24人(6.0%増)の増加となりました。死傷者を事故の型別でみると、依然として「墜落・転落」が153人(36.1%)と最も多く、そのうち1人が亡くなっています。

近年の気候変動の影響等から、ここ数年増加傾向であった熱中症による労働災害は、関係各位が令和7年6月1日施行の熱中症の重篤化を防止するための改正労働安全衛生規則(以下「改正安衛則」という。)に基づく対策を適切に講じた結果、休業4日以上死傷者数は5人と前年よりも2人減少、死亡災害は0件となりました。

一方で、改修作業中、室内で発電機を使用することによる一酸化炭素中毒により1人が亡くなる死亡災害が発生しました。

このように建設業では、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、重機等による従来型の労働災害の発生が多くを占めるとともに、改正安衛則施行後も熱中症による労働災害が発生しているため、リスクアセスメントの実施はもとより、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び改正安衛則に基づく対策を適切に講じることが重要です。

このため当局では、本年度も7月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、その実施要綱を別添のとおり定めたところです。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、貴協会におかれましても、本月間の主唱者として、実施要綱を幅広く周知していただくとともに、会員各位に対する特段のご指導をお願いいたします。

